

京都府の省エネ・節電対策について

令和4年6月28日
京都府地球温暖化対策推進本部

今年度は夏季・冬季の電力需給が特に厳しい見通しであることから、国において、今夏全国を対象として、7年ぶりに節電要請を実施することが決定されました。

京都府では、関西広域連合と共に「関西夏のエコスタイル」として、夏季の省エネや脱炭素型の製品・行動を選択いただけるよう呼びかけているところですが、引き続き、府民・事業者に広く省エネのご協力をお願いします。

また、府庁においても、率先して省エネ・節電行動を徹底する取組を実施します。

1 府民・事業者等への省エネ・節電の協力のお願い

節電をお願いしたい期間（政府の節電要請）

◆期間 令和4年7月1日(金)～9月30日(金)

終日、無理のない範囲で、節電へのご協力をお願いいたします。(数値目標は設けない)

※太陽光発電の出力が減少し、電力需給が厳しくなる傾向の点灯帯(17:00～20:00頃)には特に節電へのご協力をお願いいたします。

※緊急時には、政府が発信する情報も踏まえながらより一層の節電へのご協力をお願いいたします。

熱中症にご注意ください。

屋内でも熱中症にかかる場合があります。

適切な室温管理や水分補給に留意いただく等、十分にご注意ください。

特に、ご高齢の方や体調に不安のある方、病院や介護施設などにおいては、熱中症予防に留意し、無理のない範囲での省エネ・節電にご協力をお願いします。

<ご家庭向け> 省エネ・節電取組例

※詳しくは、経済産業省「夏季の省エネ・節電メニュー ご家庭の皆様」をご覧ください

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/shoene_setsuden/pdf/setsudenmenu_katei02.pdf

エアコン	<ul style="list-style-type: none">○ 室内の冷やしすぎに注意し、無理のない範囲で室内温度を上げましょう。○ 目詰まりしたフィルターを清掃しましょう。○ 日中はすだれ、よしず、カーテンなどで窓からの日差しを和らげましょう。	熱中症に気をつけて無理のない範囲でお願いします。
照明	<ul style="list-style-type: none">○ リビング等の部屋の明るさを下げましょう。○ 不要な照明は消しましょう。	
冷蔵庫	<ul style="list-style-type: none">○ 冷蔵庫の冷やしすぎを避け(強→中)、扉を開ける時間を減らし、食品を詰め込みすぎないようにしましょう。(※食品の傷みにはご注意ください。)	
テレビ	<ul style="list-style-type: none">○ 省エネモードに設定して、画面の輝度を下げましょう。見ていない時は消しましょう。	
その他	<ul style="list-style-type: none">○ 家族そろってリビングで過ごし、人のいない部屋の照明・エアコンを消すなど、ライフスタイルの見直しをすると省エネになります。○ 以下に挙げるような家電製品については、需給ひっ迫時(政府が発信)には無理のない範囲で使用をお控えいただきますようお願いします。 アイロン、電気ポット、電子レンジ、ホットプレート、ドライヤー、トースター、IHクッキングヒーター、食器洗い機、浴室乾燥機、洗濯乾燥機、掃除機	

<事業者向け>

○ 京都府省エネ対策連絡調整会議や関係団体を通じた呼びかけを実施

※経済産業省「夏季の省エネ・節電メニュー 事業者の皆様」で省エネ・節電の取組例等をご覧ください

い。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/shoene_setsuden/pdf/setsudenmenu_jigyosha02.pdf

2 省エネ・節電の取組に係る府の支援等

<ご家庭向け>

- 省エネ・節電相談所の開設
- 家庭向け自立型再生可能エネルギー設備補助金
- スマート・エコハウス促進融資
- 京都再エネコンシェルジュによる再エネ導入相談支援
- 初期投資ゼロ事業の登録事業者が設置する太陽光発電設備に対する補助金
- 太陽光発電設備等共同購入事業（みんなのおうちで太陽光）
- 夏休み省エネチャレンジ～めざせCO₂ゼロチャレンジ！～の実施

<事業者向け>

- 自立的地域活用型再生可能エネルギー設備等導入補助事業
- 省エネ・節電・EMS診断事業
- 省エネ・節電設備更新補助金（京-VER 補助金）
- スマートファクトリー促進支援事業
- 原油価格・物価高騰等小規模事業緊急支援事業
- 商店街施設省エネ化緊急支援事業
- 原材料価格高騰対策等緊急支援事業

<要配慮者向け>

- 民生児童委員・社会福祉協議会等、地域の見守り団体による、一人暮らし高齢者等への熱中症予防の見守り・啓発活動

3 京都府庁の省エネ・節電対策

◆期 間 令和4年7月1日(金)～9月30日(金)

※特に 17:00～20:00 頃においては、以下の取組を徹底するとともに、業務上・安全上支障の無い範囲で、可能な限り電気機器の使用時間をずらしたり、利用を控えるなどの節電対策を実施

※熱中症予防対策や新型コロナウイルス感染症対策にも留意しつつ実施

<勤務スタイル>

- 第1・第2ノー残業デー、グループ定時退庁デー、府庁育児の日（毎月19日）の取組徹底、定時退庁の推進、20時までの退庁の励行など、時間外勤務の縮減に努める。
- 会議、行事等を可能な限り午前中に開催する。

<エコ行動の徹底>

- ペーパーレス化を徹底し、コピー機、プリンターの使用を削減する。
- 勤務時間前や昼休みは、原則として完全消灯を実施する。
- やむを得ず時間外勤務を行う場合、必要箇所以外の消灯を徹底する。
- カーテン、ブラインド等の活用による断熱・遮熱対策を実施する。
- 冷房運転前（始業前）の窓開けによる外気（冷気）の取り入れを徹底する。
- 冷房を使用する場合は、室温が28℃になるように設定する。
- 清潔端正を保ち、品位の保持、気候に合わせた健康管理に配慮しながら、ノー上着、半袖、ポロシャツ（無地、ワンポイント可）の着用等空調の適温管理に対応した軽装勤務を実施する。
- 府主催の会議・イベント等を開催する場合は、府職員以外の出席者にも軽装の協力を要請する。
- エレベーターの利用を控え、階段の利用に努める。—2アップ3ダウン運動—
- 府庁省エネ・節電アシスト隊の活用による設備等の運用改善を行う。

<電力需給ひっ迫時の対応>

（広域予備率が3%を下回る見通しとなり、政府から電力需給ひっ迫警報が発令された場合の、ひっ迫時間帯にあわせた対応）

- 空調温度の引き上げを行う。
- スーパークールビズの実践を行う。
- エレベーターを1/2停止する。
- パソコンをバッテリー駆動にする（手動）。外付けディスプレイの電源をオフにする（手動）。
- コピー機・プリンターの使用時間をずらしたり、複数台ある場合は1/2程度電源をオフにする。
- 執務室の最大限の消灯（目安として1/2程度）を行う。
- その他、各所属の電力使用機器の特性を踏まえ、支障の無い範囲で最大限の節電を行う。